

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

August 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

本Tax Newsで紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話：03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 資本的支出に関する 法人税基本通達等の一部改正

平成19年度税制改正で見直された減価償却制度に関連して、平成19年6月22日に国税庁より法人税基本通達等が改正され、減価償却に関する取扱いが明確化されました。

本ニュースレターでは、法人税基本通達等の改正により明らかとなった資本的支出の取扱いについて、その概要をご紹介します。

### 1. 資本的支出の取得価額の特例の適用関係

#### (1) 原則的取扱い

平成19年4月1日以後に行われる資本的支出については、原則として、その資本的支出の対象となった減価償却資産と種類および耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとして当該資本的支出の対象となった減価償却資産から分離して別々に償却することとされています。

#### (2) 資本的支出の取得価額の特例

資本的支出の取得価額の特例として、以下の規定(リース資産に対する資本的支出の特例を除く)が設けられており、これらの特例の規定の適用を受けた資本的支出についてはその後、原則として、当該資本的支出の対象となった減価償却資産から分離して別々に償却することができないことが明らかにされました。

- ① 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に行う資本的支出については、その資本的支出を行った事業年度において、資本的支出の対象となった減価償却資産の取得価額に加算することができます。
- ② 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産で定率法(改正後の定率法)を採用しているものに行う資本的支出については、当該減価償却資産および資本的支出により取得した減価償却資産について定率法(改正後の定率法)を採用していることを条件として、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、その時における当該資本的支出の帳簿価額とその資本的支出の対象となった減価償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一つの減価償却資産を新たに取得したものとすることができます。
- ③ ①および②の適用を受けない場合で当該減価償却資産について定率法(改正後の定率法)を採用しているものに行う資本的支出については、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、同一事業年度内に行った資本的支出により取得した減価償却資産で種類および耐用年数を同じくするもののその時における帳簿価額の合計額を取得価額とする一つの減価償却資産を新たに取得したものとすることができます。

## 2. 資本的支出後の耐用年数

資本的支出により取得した減価償却資産で上記1. (1)に記載の原則の規定により新たに取得したものとされるものならびに上記1. (2)②および③の特例の規定により新たに取得したものとされるものについては、当該資本的支出の対象となった減価償却資産に現に適用している耐用年数により償却限度額の計算を行うことが明らかにされました。

## 3. 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却可能限度額は、従来どおり所定の残存価額に達するまでの金額とされていますが、残存価額に達した減価償却資産については、その達した事業年度の翌事業年度以後5年間で備忘価額1円まで均等償却できる特例(以下、「償却累積額による償却限度額の特例」)が設けられています。

この償却累積額による償却限度額の特例の規定の適用を受けた減価償却資産について資本的支出をし、上記1. (2)①の特例の規定を適用した場合において、資本的支出の金額を加算した後の当該減価償却資産の帳簿価額が資本的支出の金額を加算した後の当該減価償却資産の取得価額の5%相当額を超えるとときは、減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例は適用されなくなり、当該減価償却資産について採用している通常の償却方法により償却限度額の計算を行うことが明らかにされました。また、その後再び償却累積額による償却限度額の特例の規定を適用する場合には、資本的支出の金額を加算した後の当該減価償却資産の取得価額をベースに5%相当額を算定することが明らかにされました。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	マネージング・ダイレクター	マーク・リム	03-5251-2867
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	ギータ・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com